

2保総第499号
令和2年5月14日

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部員 殿

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部長
福岡県知事 小川洋
(がん感染症疾病対策班)



緊急事態宣言の解除に係る留意事項について

令和2年5月14日付2保総第473号で通知しました「緊急事態宣言の解除について」に係る留意事項について、下記のとおり通知しますので、内容を十分御了知いただくとともに、関係団体等への周知をお願いします。

なお、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が改正されたことに関連し、令和2年5月14日付で内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より別添のとおり事務連絡がありましたので、併せて参考にお知らせいたします。

記

- 1 県民の皆様には、「不要不急の外出を控えること」をお願いしていますが、外出が必要な場合でも、各人による感染防止策（人と人との距離を保つこと、マスクの着用、手指の消毒、発熱等の症状がみられる場合の外出自粛等）を徹底するとともに、感染防止策が不十分な場所への外出は避けてください。
また、事業者の皆様においても、来客者等に対し、来店時におけるマスク着用を呼びかけるなど、感染拡大を予防する取組みに御協力ください。
- 2 「緊急事態宣言の解除について」の2(3)催物（イベント等）の開催に関し、別紙のとおり、感染防止対策及び開催規模の基準をとりまとめましたので、主催者は、この内容を踏まえ、必要な感染防止対策や開催の判断を行ってください。

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

電話番号：092（643）3268

内線（7607・7608）

ファックス：092（643）3697